

平成27年第8回霧島市農業委員会定例総会

平成27年 8月21日（金）

開催場所 国分シビックセンター 7階 701・702会議室

出席委員

1番委員、 2番委員、 3番委員、 4番委員、 5番委員、 6番委員、 7番委員、
8番委員、 9番委員、 10番委員、 11番委員、 12番委員、 13番委員、 14番委員、
15番委員、 16番委員、 17番委員、 18番委員、 19番委員、 20番委員、 21番委員、
22番委員、 23番委員、 24番委員、 25番委員、 27番委員、 28番委員、 29番委員、
30番委員、 31番委員、 32番委員、 33番委員、 34番委員、 35番委員、 36番委員、
37番委員

出席職員	事務局長	砂 田 良 一	農地グループ長	堀ノ内 敬 久
	振興グループ長	内 田 大 作	主 査	宮 原 博 和
	主 査	若 林 優	主任主事	中 吉 哲 平
	主任主事	有 村 大	主 事	江 藤 俊 志
	主 査	藤 岡 勝 史	主 査	鎌 田 里 子
	主任主事	深 瀬 和 香子	主任主事	田 上 政 明
	主任主事	笠 井 亜由美		

総会日程 「諸般の報告」「事務局報告」

- 1 「農地利用変更届」について
- 2 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について
- 3 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について
- 4 「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」について
- 5 「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定」について
- 6 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について
- 7 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について
- 8 「あっせん申出」について

「開 会 午後 1時00分」

○砂田事務局長

姿勢を正してください。一同、礼。

○議長（会長）

皆さんこんにちは。本日は26番委員より欠席届が提出されております。出席委員は36名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第8回霧島市農業委員会定例総会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布の議案書のとおりでございます。議案の修正がありますので、事務局より報告をいたします。事務局。

○ [事務局より議案書の訂正について報告]

○議長（会長）

それでは、本日の会議録署名委員を指名いたします。9番委員、10番委員をお願いいたします。議事に入る前に諸般の報告・事務局報告をいたします。事務局。

○砂田事務局長

それでは先月の定例総会以降に会長等が出席しました会議等について、報告をいたします。

[9件について報告]

以上、会長等が出席した会議等の状況であります。次に、事務局報告をいたします。

農地法第18条第6項等の規定に基づく利用権解約のうち、賃借権通知報告41件が提出されております。続いて、本年4月の定例総会で許可した、牧園町****番**の3条許可につきまして、7月28日付けで許可の取消しが提出されました。次に、平成26年9月の定例総会で許可した、国分**番他3筆の5条許可につきましても、8月18日付けで許可の取消しが提出されました。以上で報告を終わります。

○議長（会長）

諸般の報告、事務局報告等が終わりました。では、議事に入ります。

△ 議案第1号 「農地利用変更届」について

○議長（会長）

議案第1号「農地利用変更届について」を議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更に係

る届出が1件提出されましたので、審議を求めます。この件について現地調査が行われておりますので、調査担当委員の意見報告を求めます。牧園の1番、17番委員。

○17番委員

1号1番を報告します。

申請地は持松4区公民館の北東に位置しており、現況は田と畑である。申請地の北は田、南は山林、東は山林、西は通路である。利用変更目的は畑として使用するものである。工事内容は現状のまま利用するものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響は軽微であると思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員から意見報告がありました。これより審議に入ります。この件について質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第1号「農地利用変更届について」の届出は妥当であるという意見ですが、受理することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第1号「農地利用変更届について」は、受理することに決定いたしました。

△ 議案第2号 「農用地利用集積計画の意見決定」について

○議長（会長）

次に、議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、利用権設定の賃借権76件、使用貸借権12件の計88件について市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。ただし、利用権設定のうち39件は、再設定又は認定農業者でありますので、ご承認いただくこととし、新規及び転貸の49件について審議を行います。それでは担当委員の意見報告を求めます。利用権設定の国分の3番、34番委員。

○34番委員

2号3番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、18,631㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家

であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

6番、22番委員。

○22番委員

2号6番を報告します。

借人は、新規就農という申請であり、現地調査の結果、起農計画書とおりに耕作すると認められる。また、農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

18番、32番委員。

○32番委員

2号18番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、10,176㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

27番と28番、22番委員。

○22番委員

2号27番と28番を報告します。

借人が同人のため、まとめて報告します。

借人は、現在、9,829㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

31番から66番までを、20番委員。

○20番委員

2号31番から66番までを報告します。

31番から66番までの36件については、借人が同一のため、まとめて報告します。

本件については、農地中間管理事業により、鹿児島県地域振興公社が、所有者の****さん他35名から農地を10年間借り受け、耕作を希望する方へ、貸付するための申出です。申請地45筆は、未相続農地ではなく、農用地区域内に位置し、適切に管理されている。また、権利を取得しようとする鹿児島県地域振興公社は、法律により農地中間管理機構に指定されており、要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

76番と77番、22番委員。

○22番委員

2号76番と77番を報告します。

借人が同人のため、まとめて報告します。

借人は、新規就農という申請であり、現地調査の結果、起農計画書とおりに耕作すると認められる。また、農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

81番、28番委員。

○28番委員

2号81番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、2,581㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

82番と83番、14番委員。

○14番委員

2号82番と83番を報告します。

借人が同人のため、まとめて報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、15,929㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

86番、25番委員。

○25番委員

2号86番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、7,521㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

87番と88番、11番委員。

○11番委員

2号87番と88番を報告します。

借人が同人のため、まとめて報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、3,651㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま、調査担当委員から意見報告がありました。補足・説明はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしており、妥当なものであるという意見ですが、これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ 「全員挙手」

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」は、承認することに決定いたします。

△議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請が所有権移転11件、使用貸借権設定1件の計12件が提出されましたので、審議を求めます。なお、国分の2番は取下げられました。それでは議案書記載順に、調査担当委員の意見報告を求めます。国分の1番、12番委員。

○12番委員

3号1番を報告します。

申請地は奈良田団地の東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は3,921㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

3番、13番委員。

○13番委員

3号3番を報告します。

申請地は下有川切門自治公民館の北東に位置しており、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は5,581㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

4番及び7番と8番、28番委員。

○28番委員

3号4番及び7番と8番を報告します。

受人が同人のため、まとめて報告します。

4番の申請地は宮久公民館の北西、7番の申請地は小原公民館の北西、8番の申請地は小原公民館の

南西に位置しており、現況は4番は田、7番は畑、8番も畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,453㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

5番、36番委員。

○36番委員

3号5番を報告します。

申請地は下桑ノ丸公民館の南に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は9,924㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

6番、22番委員。

○22番委員

3号6番を報告します。

申請地は黒葛原公民館の東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は5名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は8,253㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

9番、15番委員。

○15番委員

3号9番を報告します。

申請地は大霧公民館の南西に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は

設定されていない。受人は1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は12,794㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

10番、23番委員。

○23番委員

3号10番を報告します。

申請地は****の東に位置しており、現況は牧場である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は236,495㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。受人の法人は法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件の4つの農業生産法人の要件を満たすものと認められる。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

11番、28番委員。

○28番委員

3号11番を報告します。

申請地は小浜小学校の南に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は7,728㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

12番、14番委員。

○14番委員

3号12番を報告します。

申請地は津曲公園の北に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定

されていない。受人は4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は4, 183㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査担当委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第3号、「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [挙手多数]

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案第3号、「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」は、許可することに決定いたします。

△議案第4号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

○議長（会長）

次に議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の一部変更について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。今回は農振除外の2件、用途変更の2件の計4件が提出されました。この件について現地調査が行われておりますので、調査担当委員の意見報告をお願いします。農振除外、横川の1番と2番、27番委員。

○27番委員

4号農振除外の1番を報告します。

申請地は段公民館の南東に位置しており、現況は不耕作地である。申請地の北は不耕作地、南は不耕作地、東は不耕作地、西は不耕作地である。除外目的は、山林にするものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。申請地は2番との一体的な利用であり、農用地の外周部に2辺以上接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。以上です。

4号農振除外の2番を報告します。

申請地は段公民館の南東に位置しており、現況は不耕作地である。申請地の北は原野、南は不耕作地、東は道路、西は山林である。除外目的は、山林にするものである。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地の外周部に2辺以上接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地でないため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

用途変更、国分の1番、24番委員。

○24番委員

4号用途変更の1番を報告します。

申請地は木原中央公民館の南西に位置しており、現況は畑である。申請地の北は畜舎、南は畑と道路、東は道路、西は畑である。用途区分変更目的は堆肥舎及び製品保管庫を建築するものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されているため特に問題はないものと思われる。申請地は農用地の外周部に位置しており、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、23番委員。

○23番委員

4号2番を報告します。

申請地は向田自治公民館の東に位置しており、現況は田である。申請地の北は田、南は雑種地、東は水路、西は道路である。用途区分変更目的は牛舎及び堆肥舎を建築するものである。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。申請地は農用地の外周部に位置しており、用途区分変更することで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微であると思われ、用途区分変更はやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査担当委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありますか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の農振除外の2件及び用途変更の2件は、許可という意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [挙手多数]

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の農振除外の2件及び用途変更の2件は、許可という意見を市長に答申することに決定します。

△ 議案第5号 「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定」について

次に、議案第5号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく農地転用事業計画変更承認申請2件が提出されましたので、この処分について審議を求めます。この件について、現地調査が行われておりますので、調査担当委員の意見報告をお願いします。隼人の1番、2番委員。

○2番委員

5号1番を報告します。

申請地は富隈小学校の南に位置しており、現況は貸資材置場である。申請地の東は宅地、西は道路と宅地、南は道路、北は道路である。転用目的は資材置場にすることである。農地区分は都市計画区域内

で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。用・排水関係については、周囲に農地はないため特に問題ないと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、4委員。

○4番委員

5号2番を報告します。

申請地はイオン隼人国分店の北に位置しており、現況は不耕作地である。申請地の東は5条許可地、西は宅地、南は田と雑種地、北は宅地である。転用目的は駐車場にするものである。農地区分は都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査担当委員の意見報告が終わりました。これについて質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第5号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」は、事業計画変更はやむを得ないという意見です。これについて許可することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第5号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」は、許可することに決定します。

△ 議案第6号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が6件提出されましたので、この処分について審議を

求めます。これも事前に現地調査が行われておりますので、議案書記載順に担当委員の意見報告を求めます。国分の1番、19番委員。

○19番委員

6号1番について報告します。

申請地は黒石公民館の北に位置し、現況は山林である。なお、昭和40年頃、山林にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は2,965㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は山林、西は畑、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、24番委員。

○24番委員

6号2番について報告します。

申請地は黒石公民館の南東に位置し、現況は宅地である。なお、平成7年7月頃、宅地にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要。法定小作人なし。転用目的は宅地拡張するものであり、既に申請のと通りの用途に利用されている。計画面積は143㎡であり、また、隣接地の宅地914.64㎡を一体利用するもので、全体計画面積は1,057.64㎡である。農家住宅はおおむね1,000㎡であるが、超過面積の理由書は添付されているため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は道路、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

3番、25番委員。

○25番委員

6号3番について報告します。

申請地は敷根保育園の北西に位置し、現況は宅地である。なお、平成13年頃、店舗、物置、駐車場にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要。法定小作人なし。転用目的は店舗、物置、駐車場にするものであり、既に申請のと通りの用途に利用されている。計画面積は130㎡であり、また、隣接地の5条申請地68㎡を一体利用するもので、全体計画面積は198㎡である。店舗、物置、駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は

雑種地、西は5条申請地、南は道路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

4番、23番委員。

○23番委員

6号4番について報告します。

申請地は野上神社の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,000㎡であり、太陽光パネル200枚の太陽光発電施設を設置するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は山林、西は墓地と畑、南は墓地、北は山林と畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

5番、27番委員。

○27番委員

6号5番について報告します。

申請地は住吉公民館の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については現状のまま利用するため不要。法定小作人なし。転用目的は通路にするものである。計画面積は35㎡であり、通路に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は5条申請地、西は雑種地、南は畑、北は雑種地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

6番、28番委員。

○28番委員

6号6番について報告します。

申請地は上野公民館の北西に位置し、現況は宅地である。なお、年月日不詳で宅地にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は、申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要。法定小作人なし。転用目的はカーポートと物置にする

ものであり、既に申請のと通りの用途に利用されている。計画面積は662㎡であり、また、隣接地の宅地517.13㎡を一体利用するもので、全体計画面積は1,179.13㎡である。農家住宅はおおむね1,000㎡であるが、超過面積の理由書も添付されており、カーポートと物置に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は宅地、南は畑、北は畑及び宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査担当委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用はやむを得ないということで許可という意見です。これについて賛成の方の挙手を求めます。

○ [挙手多数]

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」は、許可するということに決定します。つきましては、26日開催の県農業会議に諮問いたします。

「休憩 午後 1時55分」

「再開 午後 2時10分」

△ 議案第7号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が38件提出されましたので、審議を求めます。なお、

国分の9番は議事参与の関係で別途審議いたします。これも事前に現地調査が行われておりますので、担当委員の意見報告を求めます。国分の1番を22番委員。

○22番委員

7号1番について報告します。

申請地は止上神社の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は店舗付住宅と駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,249㎡であり、店舗付住宅と駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑と雑種地、西は宅地、南は道路、北は雑種地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、23番委員。

○23番委員

7号2番について報告します。

申請地は剣之宇都公民館の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は介護施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は2,864.61㎡であり、また、隣接地の宅地79.02㎡を一体利用するもので、全体計画面積は2,943.63㎡である。介護施設に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑と山林、西は水路、南は田と宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

3番、34番委員。

○34番委員

7号3番について報告します。

申請地は国分中央郵便局の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は貸駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は314㎡であり、貸駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地

の東は道路、西は水路、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

4番と5番、12番委員。

○12番委員

7号4番について報告します。

申請地はソニー国分工場の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は店舗を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は620㎡であり、店舗に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は水路と道路、西は宅地、南は水路と道路、北は田と宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

7号5番について報告します。

申請地はイオン隼人国分店の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人は合意解約1番と同時申請である。転用目的は園庭を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は790㎡であり、園庭に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は田、西は宅地、南は宅地、北は水路と道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

6番、24番委員。

○24番委員

7号6番について報告します。

申請地は府中地区公民館の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は、申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は266㎡であり、駐車場6台分に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は水路、南は雑種地、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由に

より、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

7番と8番、6番委員。

○6番委員

7号7番について報告します。

申請地は重久団地の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地拡張するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は133㎡であり、また、隣接地の雑種地315㎡を一体利用するもので、全体計画面積は448㎡である。一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は畑、西は道路、南は5条申請地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

7号8番について報告します。

申請地は重久団地の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は通作路にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は112㎡であり、通作路に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は5条申請地、西は道路、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

10番、12番委員。

○12番委員

7号10番について報告します。

申請地は新町公民館の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲6区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,733㎡であり、宅地分譲6区画に利用するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は不耕作地と田、西は田、南は道路と宅地、北は田と宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

11番、24番委員。

○

24番委員

7号11番について報告します。

申請地は国分西児童クラブの北西に位置し、現況は畑である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は園庭にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は842㎡であり、園庭に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は田、南は水路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

12番と13番、25番委員。

○25番委員

7号12番について報告します。

申請地は東国分保育園の南東に位置し、現況は田である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,968㎡であり、資材置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は不耕作地、西は田、南は水路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

7号13番について報告します。

申請地は広瀬郵便局の東に位置し、現況は田である。農地区分は、申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は525㎡であり、建売住宅2棟として利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は道路、南は宅地、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、

転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

14番、30番委員。

○30番委員

7号14番について報告します。

申請地は上井簡易郵便局の南西に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は変電所、機械機材置場及び駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は990㎡であり、変電所、機械機材置場及び駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は田、西は道路、南は不耕作地、北は雑種地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

15番から17番、25番委員。

○25番委員

7号15番について報告します。

申請地は敷根郵便局の北に位置し、現況は畑である。農地区分は、申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は263㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は転用許可地、西は畑、南は転用許可地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

7号16番について報告します。

申請地は敷根保育園の北西に位置し、現況は宅地である。なお、平成13年頃、店舗、物置及び駐車場にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要。法定小作人なし。転用目的は店舗、物置及び駐車場にするものであり、既に申請のとおり用途に利用されている。計画面積は68㎡であり、また、隣接地の4条申請地130㎡を一体利用するもので、全体計画面積は198㎡である。店舗、物置及び駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は4条申請地、西は畑、南は道路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

7号17番について報告します。

申請地は下井保育園の北東に位置し、現況は宅地である。なお、平成4年7月頃、宅地にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は農機具庫兼車庫を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は140㎡であり、農機具庫兼車庫に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は宅地、南は宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

18番と19番、28番委員。

○28番委員

7号18番について報告します。

申請地は曾我自治公民館の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は499㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は畑、南は畑、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

7号19番について報告します。

申請地は石峯自治公民館の南に位置し、現況は墓地である。なお、明治頃から墓地であるとの経緯書が添付されています。農地区分は、申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要。法定小作人なし。転用目的は墓地にするものであり、既に申請のとおり用途に利用されている。計画面積は73㎡であり、墓地に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は墓地、南は道路、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

20番、36番委員。

○36番委員

7号20番について報告します。

申請地は崎森地区公民館の北に位置し、現況は雑種地である。なお、平成24年4月頃、貸修理車・

解体車置場にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要。法定小作人なし。転用目的は貸修理車・解体車置場にするものであり、既に申請のとおり用途に利用されている。計画面積は660㎡であり、貸修理車・解体車置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は道路、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

21番、10番委員。

○10番委員

7号21番について報告します。

申請地は正牟田活性化センターの南東に位置し、現況は山林である。なお、平成13年2月頃、山林にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、既に申請のとおり用途に利用されている。計画面積は457㎡であり、申請地にすべて植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は水路、西は山林、南は畑、北は山林である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

22番、15番委員。

○15番委員

7号22番について報告します。

申請地は大霧公民館の南西に位置し、現況は畑である。なお、平成27年7月頃、不耕作のまま山林にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は5,929㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は畑、西は公衆道路、南は山林、北は公衆道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

23番、8番委員。

○8番委員

7号23番について報告します。

申請地は北消防署の北東に位置し、現況は山林である。なお、年月日不詳より、山林化してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は245㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は河川、西は里道、南は河川と雑種地、北は里道である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

24番、28番委員。

○28番委員

7号24番について報告します。

申請地は里上公民館の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は931㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積があると思われる。申請地の東は畑、西は畑、南は道路、北は不耕作地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

25番、27番委員。

○27番委員

7号25番について報告します。

申請地は野久美田公民館の北西に位置し、現況は宅地である。なお、昭和58年9月頃、宅地にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は、拡張に係る部分の面積が既存の敷地の2分の1の面積を超えないため、1種農地の既存施設の拡張に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要。法定小作人なし。転用目的は店舗、事務所等を建設するものであり、既に申請のとおり用途に利用されている。計画面積は62㎡であり、また、隣接地の宅地637.65㎡を一体利用するもので、全体計画面積は699.65㎡である。店舗、事務所等に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は道路、南は畑、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

26番と27番、2番委員。

○2番委員

7号26番について報告します。

申請地は山形屋ショッピングプラザの東に位置し、現況は雑種地である。なお、平成6年1月に駐車場での転用許可地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は458㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地と畑、西は宅地、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

7号27番について報告します。

申請地は富隈小学校の南に位置し、現況は貸資材置場である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は資材置場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は3,011㎡であるが、区画整理内仮換地で実測面積2,031.41㎡である。資材置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は宅地と道路、南は道路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

28番から30番、27番委員。

○27番委員

7号28番について報告します。

申請地はクローバー保育園の北東に位置し、現況は雑種地である。なお、平成27年6月頃盛土してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は資材置場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,197㎡であり、資材置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は不耕作地、西は道路、南は宅地、北は不耕作地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

7号29番について報告します。

申請地は錦江漁協の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われ

る。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は介護施設と駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は587㎡であり、また、隣接地の雑種地4,177㎡を一体利用するもので、またその同意は得られている。全体計画面積は4,764㎡であり、介護施設と駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は雑種地、西は道路、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

7号30番について報告します。

申請地は住吉公民館の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は437㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は堤防、西は4条申請地、南は畑、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

31番と32番、4番委員。

○4番委員

7号31番について報告します。

申請地はイオン隼人国分店の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は745㎡であり、また、隣接地の5条許可地966㎡を一体利用するもので、全体計画面積は1,711㎡である。駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は5条許可地、西は宅地、南は田と雑種地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

7号32番について報告します。

申請地は市営第2菩提寺団地の南に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,525㎡であり、共同住宅用宅地分譲に利用するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は宅

地と畑、西は道路、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

33番から36番、37番委員に代わり11番委員。

○11番委員

7号33番について報告します。

申請地は市営木之房団地の北東に位置し、現況は田である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は太陽光発電施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は695㎡であり、太陽光パネル200枚、総出力49.5kwの太陽光発電施設を設置するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は堤防、西は宅地、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

7号34番について報告します。

申請地は西瓜川原公民館の北東に位置し、現況は雑種地である。なお、平成10年頃、造成してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は281㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は田、西は道路、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

7号35番について報告します。

申請地は西瓜川原公園の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金と融資であるため問題ないと思われる。また、資金証明と融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は335㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は宅地、南は宅地、北は田である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。

7号36番について報告します。

申請地は新七公民館の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域

が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲1区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は166㎡であり、宅地分譲1区画に利用するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は道路、南は宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

37番、14番委員。

○14番委員

7号37番について報告します。

申請地は三田坪公民館の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は502㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるが超過面積の理由書は添付されているため妥当と思われる。申請地の東は田、西は宅地、南は道路、北は堤防である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

38番、4番委員。

○4番委員

7号38番について報告します。

申請地は見次公園の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は資材置場、駐車場及び倉庫を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は224㎡であり、資材置場、駐車場及び倉庫に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は宅地、南は河川、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査担当委員の意見報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

この件について質疑・討論はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」は、国分の9番を除く37件は、転用はやむを得ないということで許可という意見ですが、これについて、賛成の方の挙手を求めます。

○ 「挙手多数」

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」は、国分の9番を除く37件の転用は許可ということに決定いたしました。つきましては26日開催の県農業会議に諮問いたします。

次に国分の9番を審議いたしますので、6番委員は退席を願います。

○ 「6番委員退席」

○議長（会長）

これも事前に現地調査が行われておりますので、担当委員の意見報告を求めます。国分の9番を22番委員。

○22番委員

7号9番について報告します。

申請地は鹿児島第一中学校の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、農用区域内の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は倉庫と籾殻庫を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は381㎡であり、倉庫と籾殻庫に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は田、南は道路、北はJR線路敷地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま、調査担当委員から意見報告が終わりました。質疑・討論はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」は、国分の9番の転用はやむを得ないということで許可という意見ですが、これについて、賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」は、国分の9番の転用は許可ということに決定いたしました。つきましては26日開催の県農業会議に諮問いたします。6番委員は着席して下さい。

○ [6番委員入室]

△ 議案第8号 「あっせん申出」について

○議長（会長）

次に議案第8号「あっせん申出について」を議題とします。当委員会に対し、農地移動適正化あっせん事業実施要領規定によるあっせん申出が、貸付希望の1件、買受希望の1件、借受希望の2件の計4件が提出されましたので審議を求めます。調査担当委員の現地調査報告をお願いします。貸付希望、溝辺の1番、13番委員。

○13番委員

貸付希望、8号1番を報告します。

基盤整備はされておりますが、畑かんの水は来ておりません。水分の多い畑ですが、周囲は****が借りておりますので、交渉してみようと思います。以上です。

○議長（会長）

借受希望、溝辺の1番、27番委員。

○27番委員

借受希望、8号1番を報告します。

申出者は認定農業者であり、溝辺地区で既に何筆か耕作されておりますので、あっせんを引き受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）

横川の2番、22番委員。

○ 22番委員

8号2番を報告します。

申出者は農業をしたいという事で大阪から霧島市へ来られています。牧園で1年研修も受けていらっしゃる。現在横川に住まわれており、野菜を作りたいとの事ですので、あっせんを引き受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）

買受希望、隼人の3番、28番委員。

○ 28番委員

8号3番を報告します。

あっせんを引き受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査担当委員の報告が終わりました。これについて質疑・討論はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案8号「あっせん申出について」の貸付希望の1件、買受希望の1件、借受希望の2件の計4件につきましては、あっせんを行うことを承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ 「全員挙手」

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第8号「あっせん申出について」の貸付希望の1件、買受希望の1件、借受希望の2件の計4件につきましては、あっせんを行うことに決定いたしました。

それでは、あっせん委員を指名いたします。貸付希望、溝辺の1番を13番委員と27番委員に、借受希望、溝辺の1番を27番委員と13番委員に、横川の2番を22番委員と5番委員に、買受希望、隼人の3番を28番委員と26番委員に、以上のとおりあっせん委員を指名させていただきました。お互いに連絡を密にしてあっせん行動が整いますようお願いいたします。

以上で平成27年8月農業委員会定例総会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。次に「その他」はありませんか。

○ 「なし」との声あり

これで平成27年第8回農業委員会定例総会を閉会いたします。

○砂田事務局長

姿勢を正して下さい。一同、礼。本日はこれにて散会いたします。

「閉 会 午後 3時00分」

番

番

番
